平成２９年（フ）第４９５号
岡山市中区平井７丁目30番13号、旧住所岡山県倉敷市広江６丁目５番14号　エポック広江Ａ201
債務者　米田　真美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１４号
岡山市北区田町２丁目６番22号　田町昭和ビル403
債務者　柗山美佐子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2325番地３坂田ビル101号
債務者　髙村　敏彦
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１６号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑342番地　コンフォール牧103
債務者　波木井翔大
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１７号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑342番地　コンフォール牧103
債務者　波木井　茜
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目12番６―303号
債務者　三島　美秋
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７６号
横浜市鶴見区佃野町25番22号　ジュネスＭ305
債務者　遠藤　　功
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第８２号
山梨県北杜市白州町白須5681番地１
破産者　中央商事株式会社
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４６号
札幌市北区屯田８条１丁目３番16―106号
破産者　株式会社ノーザンフーズ
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０９号
名古屋市北区西味鋺１丁目847番地
破産者　有限会社ワーク
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字大向37番地
破産者　株式会社ジョイボンド東北
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第６６７号
東京都町田市鶴川５丁目１番地６の304
破産者　冨田　良勝
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８号
三重県伊勢市竹ケ鼻町26番地
破産者　出口　　明
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門字兵丹3170番地
破産者　有限会社永尾工業所
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９７９号
福岡市城南区七隈４丁目14番20号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―303号
破産者　植村　昭義
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４８号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―815号
破産者　阿部とも子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目16番７号ガーデナーズ那珂川Ⅱ105号
破産者　鎌瀬慎太郎
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部